

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年9月13日(2012.9.13)

【公開番号】特開2009-242649(P2009-242649A)

【公開日】平成21年10月22日(2009.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2009-042

【出願番号】特願2008-91887(P2008-91887)

【国際特許分類】

C 0 9 D 11/00 (2006.01)

B 4 1 M 5/00 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D 11/00  
B 4 1 M 5/00 E  
B 4 1 J 3/04 1 0 1 Y

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

顔料、樹脂、顔料分散剤、有機溶媒及び氣化性防錆剤を含有する非水系インクジェット用インク組成物であって、該氣化性防錆剤の含有量がインク組成物中0.01~5.0質量%であり、該顔料の体積平均粒子径が50~400nmであることを特徴とする非水系インクジェット用インク組成物。

【請求項2】

上記非水系インクジェット用インク組成物の水抽出物のpHが6.0~10.0である請求項1に記載の非水系インクジェット用インク組成物。

【請求項3】

上記氣化性防錆剤が、ジシクロヘキシルアミン、シクロヘキシルアンモニウムシクロヘキシルカーバメイトである請求項1又は2に記載の非水系インクジェット用インク組成物。

【請求項4】

上記顔料が、酸化チタンであり、該酸化チタンの含有量がインク組成物中1.0~20.0質量%である請求項1~3のいずれかに記載の非水系インクジェット用インク組成物。

【請求項5】

上記顔料分散剤が、1分子中に2個以上のアミド基を有し、且つ、数平均分子量が700~15000のポリエステルポリアミド樹脂である請求項1~4のいずれかに記載の非水系インクジェット用インク組成物。

【請求項6】

上記有機溶媒が、グリコールエーテル類を含む請求項1~5のいずれかに記載の非水系インクジェット用インク組成物。

【請求項7】

上記樹脂が、ポリエステル樹脂、アクリル樹脂、塩化ビニル樹脂のいずれかを含む請求

項1～6のいずれかに記載の非水系インクジェット用インク組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

即ち、本発明に従って、顔料、樹脂、顔料分散剤、有機溶媒及び気化性防錆剤を含有する非水系インクジェット用インク組成物であって、該気化性防錆剤の含有量が、インク組成物中0.01～5.0質量%であり、該気化性防錆剤の含有量がインク組成物中0.01～5.0質量%であり、該顔料の体積平均粒子径が50～400nmであることを特徴とする非水系インクジェット用インク組成物が提供される。